



モニター募集中!

「みんなでSTOP迷惑電話! 安心生活を手に入れるプロジェクト」

振り込め詐欺や悪質な勧誘による消費者被害は、その多くが電話がきっかけで、特に、60歳以上の方がターゲットにされることが多いことがわかってきています。

市では、ご家庭の電話機に接続することで、このような電話を防止するための機器を1年間無料でモニター使用していただく60歳以上の方のいる世帯を募集しています。

モニター期間中にお答えいただくアンケートや管理サーバーの分析などから、今後の市の施策などに生かしていくために行うものですので、これまでにいわゆる迷惑電話を受けたことがない、という方もぜひご応募ください。

9月20日(金)までに、専用の申込書を郵送・ファクスまたは直接消費者センターへ。
 ※専用の申込書は、田無庁舎2階市民相談室、協働コミュニティ課窓口(保谷庁舎3階)、消費者センターで配布しています。

【説明会】
 時 8月23日(金)午前10時～正午
 場 保谷庁舎1階
 申 当日直接会場へ
 ※この取り組みは、消費者庁が紹介したモデル事業を機に、(株)ウィルコム、トピラシステムズ(株)、警視庁および田無警察署の協力のもとに実施するものです。
 ◆消費者センター(〒202-0005住吉町6-1-5・☎042-425-4141・FAX042-425-4041)

ごみの出し方ワンポイント

～カラス対策～

◎ごみの散乱を防止するためのカラス対策を
 カラスは知能も高く目が良いため、餌が簡単に手に入る「ごみ捨て場」を餌場としています。餌となる「ごみ袋(食物)」が無防備に置いてあると、ごみの散乱を招きかねません。

◎カラス被害を防止する方法
 「餌となる食物」がカラスに見えないようにする対策が有効です。ごみが見えないように袋を2重・3重にしたり、

重い鎖の付いたネットに入れたりするとよいでしょう。門や塀などにつるすのも効果的です。最も有効な方法は、ごみ袋が見えないバケツなどの容器や箱類に入れることです。また異物混入防止のため、プラスチック容器包装類は中が見えない2重袋を避けてください。そのため残りがすが残らないよう洗って出すことが防止対策になります。

◇カラス対策はごみの散乱を防止するだけでなく、カラスの絶対数を減らすことにもなります。
 カラス被害防止対策のご相談はごみ減量推進課までお願いします。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します。

□情報公開制度とは
 情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

□個人情報保護制度とは
 個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

□開示請求をするときは
 ①公開の対象となる文書
 市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが公開の対象となります。
 ②文書の公開を求めることができる方
 情報公開制度による開示請求は、市内に在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方などがすることができます(それ以外の方であっても、任意的開示の申し出をすることができます)。個人情報保護制度による開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。
 ③開示請求の方法
 情報公開コーナーにある公文書開示請求書または自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書に必要事項を記載し提出してください。公文書開示請求書と自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書は、市HPからのダウンロードが可能です。
 ④開示・不開示の決定
 請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。
 ⑤救済の手続き
 決定に不服があるときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることができます(任意的開示の申し出を除く)。この異議申し立ては、内容によって西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。
 また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。
 ◆総務法規課(☎042-460-9811)

情報公開コーナー(両庁舎1階)
 市で発行する資料をご覧いただけます。
 □利用時間
 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)

平成24年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	147件
	【内訳】	
	全部開示決定	146件
	一部開示決定	45件
	不開示決定	19件
	(1件の請求に複数の決定がされる場合があります。)	
	取り下げ	6件
	異議申し立て	1件

□個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計	4,482件
	【内訳】	
	承諾(全部開示)	4,457件
	不承諾(不開示)	14件
	一部承諾(一部開示)	1件
	取り下げ	3件
	却下	7件
	異議申し立て	2件
自己情報訂正などの請求件数	合計	0件

9月1日から東伏見駅周辺を「路上喫煙(ポイ捨て)防止地区」に指定します!!!

路上喫煙は、他人に不快感を与えるだけでなく、やけどを負わせる危険があります。また、たばこの吸殻やごみのポイ捨てはまちの美観を損ねます。

市では、「まちの美化と安全を推進する事業」として、現在、市内5駅あるうちの田無駅周辺・保谷駅周辺・西武柳沢駅周辺を「路上喫煙(ポイ捨て)防止地区」に指定し、マナーアップキャンペーンなどを行っています。

このたび市内で4駅目となる東伏見駅周辺を、「路上喫煙(ポイ捨て)防止地区」に指定することになりました。このことに伴い、防止地区内に「喫煙スポット」を設置します(地図を参照)。喫煙は、所定の場所でお願います。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

防止地区内に限らず、路上喫煙やポイ捨てはやめましょう。
 (未成年者の喫煙は禁じられています)
 市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

東伏見駅周辺「路上喫煙(ポイ捨て)防止地区」

◆路上喫煙(ポイ捨て)防止キャンペーン
 安全で安心に気持ちよく過ごせるきれいなまちづくりに向けて、市内の5駅で年5回マナーアップ周知キャンペーンなどを行っています。

今後の予定	
ひばりヶ丘駅周辺キャンペーン	10月10日(木)
保谷駅周辺キャンペーン	11月7日(木)